

建設工事現場に掲げる標識のサイズが変わりました！

平成23年12月27日、建設業法施行規則が一部改正（公布・施行）され、
建設工事現場に掲げる「建設業の許可票」のサイズが縮小されました。
縦×横 40cm以上×40cm以上 → 縦×横 25cm以上×35cm以上

建設業法施行規則別記様式第29号(改正後)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 許可()第 知事 号		
許可年月日			

25cm以上

35cm以上

ご注意：営業所に掲げる「建設業の許可票」については従来どおりです。